

社労士会
労働紛争

納得できない解雇・
契約期間が残っている
雇止め等の紛争解決には…

解決センター千葉で
あっせんを!!



かいけつサポート

認証紛争解決サービス



千葉県社会保険労務士会

〒260-0015

千葉市中央区富士見二丁目7番5号 富士見ハイネスビル7階

TEL (043)223-6002 FAX (043)223-6005

制度の説明

◎ 社労士会労働紛争解決センター千葉（以下「解決センター」といいます）の行うこと

解決センターは、労働関係に関する紛争についてあっせんを行い、解決のお手伝いをします。

◎ 解決センターは、法務大臣の認証を受けた民間の **かいけつサポート** 機関です

解決センターは、千葉県社会保険労務士会が運営する紛争解決サポートのための機関で、紛争解決業務について法務大臣の認証を受けています。また、「個別労働関係紛争の民間紛争解決手続を公正かつ適確に行うことができると認められる団体」として、厚生労働大臣の指定を受けております。

◎ 取扱う紛争の範囲

解決センターが取扱う紛争は、次のいずれにも該当するものとします。

1. 当事者の一方の住所または所在地が千葉県内にあること
2. 労働関係の問題についての個々の労働者と使用者との間の紛争であること。具体例としては次のようなものがあります。ただし、労働組合がかかわるものや裁判において確定判決があった紛争等は除きます。

〔具体例〕賃金、パワハラ、退職、解雇、雇止め、転勤、出向等

◎ 公正・中立で簡便・迅速な解決を図ります

解決センターは、公正・中立を旨とするだけでなく、当事者の利便を尊重し、簡単な手続で迅速な解決を図るため努力致します。あっせんの申立を受理した後、原則として1回のあっせんで解決を図ることを目標にします。

◎ あっせん員は当会のベテラン会員

あっせん員は、千葉県社会保険労務士会が、法律で定められた試験に合格した特定社会保険労務士の中から選任した当会のベテラン会員です。

◎ あっせんは非公開（プライバシーの保護には万全の配慮）

解決センターで行うあっせんは、裁判と異なり非公開ですから関係者のプライバシーは守られます。関係書類は厳重に保管し、解決センターの定められた役職にある者以外の者の取扱いは禁止されています。

◎ あっせん申立の方法

解決センター事務所の窓口へ申出てください。申立書の書き方も含め、この制度について懇切に説明いたします。

◎ 費用

費用は、あっせん申立を受理した際に 3,150 円（消費税込み）を納入して頂きます。これは原則としてお返しませんが、相手側があっせんに応じないときは郵送料その他の実費を控除した残金を返還します。

◎ 手続の進行と期間

あっせんの申し出から終了までの手続は当パンフレット最終頁の図のように進みます。申立書受理から終了までの期間は1ヶ月以内を目標にしています。



手続き進行の説明

● 解決センター事務所

千葉県社会保険労務士会 千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスビル7階

(三越デパート駐車場向い側 10 階建てビル、「かに將軍」隣)

申出受付は、平日午前 9 時から午後 5 時まで。土曜、日曜、祝日と年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)は窓口を休ませていただきます。

あっせんは、原則として、毎月第 1 水曜日(午後 1 時～午後 7 時)と第 3 土曜日(午前 9 時～午後 3 時)に行います。

● 事案内容の審査

申出の事案が前述の「取扱う紛争の範囲」のものに該当するかどうかを解決センターにおいて審査します。該当となった場合には申立を受理します。

● あっせん員の決定

申立が受理されると、あっせん員が指名されます。解決センターでは、あっせん委員候補者名簿に記載されている者の中から、当事者と利害関係のない者を選んで決定します。万一、指名されたあっせん員が当事者にとって不都合な事情がある場合には、ただちに申出てください。解決センターにおいて事情を精査し、申出が妥当と認められる場合にはあっせん員を変更します。

● 代理人の選定と利害関係人・参考人の出席

申立人も相手側も、代理人を選任するのは自由です。しかし、法律上業として代理人になれる者は弁護士か特定社会保険労務士などに限られます。

- ・ 代理人の選任には代理人選任届が必要ですので、申立の際その旨の申出があれば選任届の用紙を差上げます。
- ・ 代理人は、当事者に代わって、あっせん手続を進めることができます。
- ・ 利害関係人や参考人はあっせん員の許可を得て、あっせんの場に出席して手続に参画できます。

● 相手方への通知・参加意思の確認

あっせん申立を受理後直ちに相手側へこの旨を簡易書留郵便で通知し、あっせんで紛争を解決する意思があるかどうかを確認します。この時相手側にいきなりこのような文書が行くことになれば、すぐ対応することは難しい面もあり、相手方の感情的な対応を招くことにもなりかねません。従って、解決センターにあっせん申立てすることを、事前に相手方に伝えておくことも手続を円滑・迅速に進める上で重要であると思います。

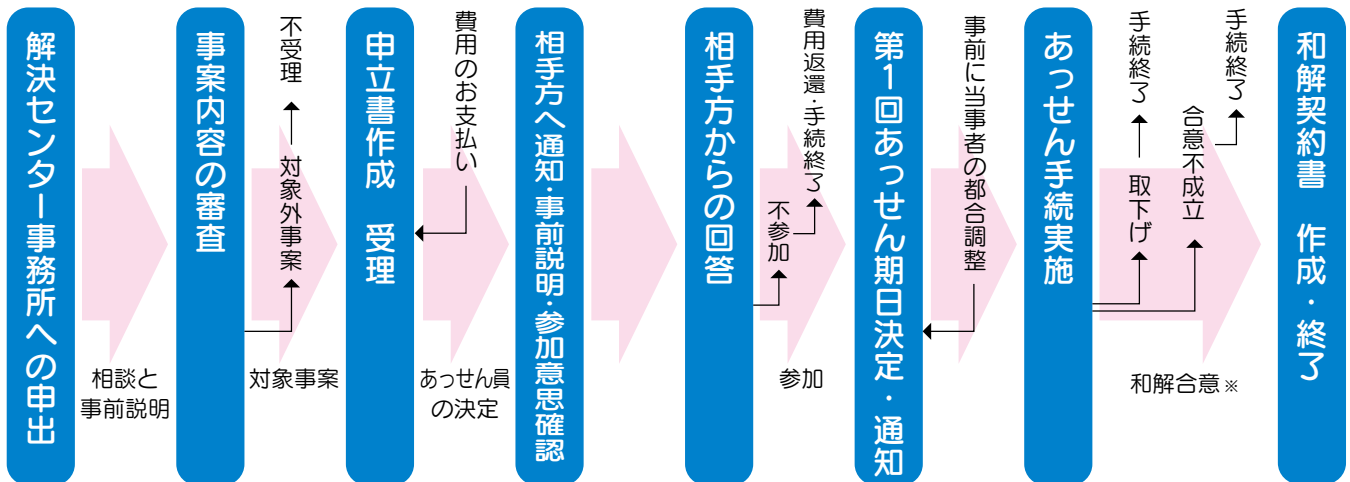
● 取下げ

あっせんは当事者の任意の合意に基づいて解決を図る制度ですから、申立てられた事案はいつでも取下げられます。この場合、所定の書面が必要になります。

● 時効

和解が成立しないで、あっせん手続が終了となった場合には、当事者があっせん終了の通知を受けた日から 1 ヶ月以内に訴えを提起すれば、解決センターがあっせん申立を受理した日に訴えの提起があったものと見なされます(1 ヶ月以内に訴えを提起すれば、あっせん申立受理の日に時効が中断されたこととなります)。

手続きの進行図



※原則1回での和解合意を目指しますが、紛争によって2回となる場合もあります。

社会保険労務士及び社会保険労務士会

○ 社会保険労務士の制度と業務

社会保険労務士は、社会保険労務士法という法律に基づいて制度化されている専門士業です。その業務範囲は、労働基準法をはじめとする労働関係法令や社会保険各法などで、関係する法令は50件余に及びます。

一般的な業務は、これらの法律による関係書類の作成、各種の届出や申請、各種保険の給付に関する書類の作成、提出の代行、陳述の事務代理などがあります。そして、関連する事案における労務管理全般の相談指導を行い、労働者と事業主の間に紛争が発生しないように適切な助言を行います。

以上の業務の延長上に、労働者と事業主との間に紛争が発生した場合の解決の業務があります。

平成19年4月から施行された社会保険労務士法の改正によって、特定社会保険労務士（注）があっせん代理の形で関与することが業務に加えられました。

社労士会労働紛争解決センター千葉は、社会保険労務士の法定組織である千葉県社会保険労務士会が設置し、その会員である社会保険労務士によって運営されています。

（注）特定社会保険労務士 あっせん代理のための能力試験に合格して、登録証にその付記を受けた社会保険労務士

○ 千葉県社会保険労務士会

千葉県社会保険労務士会は、千葉県内の社会保険労務士が社会保険労務士法に基づき加入しなければならない法定団体です。その業務は、全国組織である全国社会保険労務士会連合会と連携しながら、会員社会保険労務士の業務が法律の目的に則して適正に行われるよう、各種の研修や必要な指導などを行います。

また、関係の行政機関からの要請あるいは会独自の事業として、年金相談や労務相談など千葉県内各地での無料相談へ会員を相談員として派遣し、県民への利便を図っています。

社労士会労働紛争解決センター千葉の設置運営も、労働者と事業主の間に紛争が発生した場合に当事者のプライバシーを守り、簡便な手続きで、公平中立な立場から迅速に解決できる手続として、県民の利便性の向上に役立つと考えております。